

第15号議案

中間市道路標識の寸法に関する条例

この条例を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

平成25年3月5日提出

中間市長 松下 俊男

中間市道路標識の寸法に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、道路法(昭和27年法律第180号)第45条第3項の規定に基づき、道路(中間市が道路管理者である市道に限る。以下同じ。)に設ける案内標識及び警戒標識並びにこれらに附置される補助標識(これらの道路標識の柱の部分を除く。以下これらを総称して「道路標識」という。)の寸法に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 標示板の数値 道路標識、区画線及び道路標示に関する命令(昭和35年総理府・建設省令第3号。以下「標識令」という。)別表第2(備考を除く。)の図(以下「別表第2図」という。)に示されている道路標識の標示板の大きさを表すための数値
- (2) 図示の標示板 別表第2図において標示板の数値が示されている標示板
- (3) 文字等の数値 別表第2図に示されている道路標識の文字及び記号の大きさを表すための数値
- (4) 図示の文字等 別表第2図において文字等の数値が示されている文字及び記号

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、道路法及び標識令において使用する用語の例による。

(図示の標示板の寸法)

第3条 図示の標示板の寸法については、次項から第8項までに定めるところによる。

- 2 図示の標示板の寸法は、標示板の数値にセンチメートルを付して表したものとする。
- 3 前項の規定にかかわらず、自動車専用道路(道路法第48条の3に規定する道路等との交差の方式が立体交差であるものに限る。以下同じ。)に設置する案内標識であって、地名を表示するものについては、地名を表示する文字の字数の多少により前項の規定による横寸法を拡大し、又は縮小することができる。
- 4 前2項の規定にかかわらず、自動車専用道路に設置する案内標識については、前2項の規定による寸法の3倍まで拡大することができる。
- 5 第2項の規定にかかわらず、自動車専用道路に設置する警戒標識については、設計速度が60キロメートル毎時以上の自動車専用道路に設置する場合にあっては同項の規定による寸法の2倍まで、設計速度が100キロメートル毎時以上の自動車専用道路に設置する場合にあっては同項の規定による寸法の2.5倍まで、それぞれ拡大することができる。
- 6 第2項の規定にかかわらず、自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識に係る次の各号に掲げる寸法については、それぞれ当該各号に定める寸法に拡大することができる。
 - (1) 駐車場を表示する案内標識であって、標識令別表第2備考1(以下「備考1」という。)に規定する便所を表す記号を表示するものの横寸法 第2項の規定による寸法の2.5倍までの寸法

(2) 道路の通称名を表示する案内標識の横寸法(標識令別表第2に示されている道路標識の番号(以下「標識番号」という。))が(119-C)のものにあつては、縦寸法)表示する文字の字数により必要と認められる寸法

7 第2項及び前項の規定にかかわらず、自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識又は警戒標識であつて、次の各号に掲げるものについての寸法は、それぞれ当該各号に定める寸法に拡大することができる。

(1) 駐車場を表示する案内標識、総重量限度緩和指定道路を表示する案内標識、高さ限度緩和指定道路を表示する案内標識(標識番号が(118の4-A)又は(118の4-B)のものに限る。)及びまわり道を表示する案内標識(標識番号が(120-A)のものに限る。)並びに警戒標識であつて、道路の形状又は交通の状況により特別の必要があるもの 第2項又は前項の規定により定めた寸法の1.3倍、1.6倍又は2倍の寸法

(2) 登坂車線を表示する案内標識及び道路の通称名を表示する案内標識であつて、道路の形状又は交通の状況により特別の必要があるもの 第2項又は前項の規定により定めた寸法の1.5倍又は2倍の寸法

8 補助標識の寸法については、その附置される案内標識又は警戒標識について第3項から前項までの規定により拡大又は縮小をした場合にあつては、当該拡大又は縮小に係る比率と同じ比率で拡大又は縮小をすることができる。

(その他の標示板の寸法)

第4条 図示の標示板以外の道路標識の標示板の寸法は、前条第2項から第8項までの規定を踏まえて道路の形状、交通の状況等を勘案した適当な寸法とする。

(図示の文字等の寸法)

第5条 図示の文字等の寸法については、次項から第5項までに定めるところによる。

2 図示の文字等の寸法は、文字等の数値にセンチメートルを付して表したものとする。

3 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる文字の寸法は、それぞれ当該各号に定める寸法とする。

(1) 自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識であつて、入口の方向、入口の予告、方面、方向及び道路の通称名の予告又は方面、方向及び道路の通称名を表示するもの、著名地点を表示するもの(標識番号が(114-B)のものに限る。)、非常電話、待避所、非常駐車帯、駐車場、登坂車線又は総重量限度緩和指定道路を表示するもの、高さ限度緩和指定道路を表示するもの(標識番号が(118の4-A)又は(118の4-B)のものに限る。)並びに道路の通称名又はまわり道を表示するもの以外のものの文字の寸法 次の表の左欄に掲げる道路の設計速度に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる寸法(ローマ字にあつてはその2分の1の寸法)。ただし、必要がある場合にあつては、これを1.5倍、2倍、2.5倍又は3倍の寸法にそれぞれ拡大することができる。

設計速度(単位 キロメートル毎時)	文字の寸法(単位 センチメートル)
70 以上	30
40、50 又は 60	20
30 以下	10

- (2) 方面、方向及び道路の通称名の予告又は方面、方向及び道路の通称名を表示する案内標識 次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に定める寸法
 - ア 矢印の部分以外の部分の文字の寸法 前号の規定による寸法
 - イ 矢印の部分の文字の寸法 アに掲げる文字の寸法の 0.6 倍の寸法
 - (3) 著名地点を表示する案内標識(標識番号が(114 - B)のものに限る。)の文字の寸法 10 センチメートル
- 4 第 2 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる記号の寸法は、それぞれ当該各号に定める寸法とする。
- (1) 市町村、都府県、方面、方向及び距離、方面及び距離、方面及び車線、方面及び方向の予告、方面及び方向、方面、方向及び道路の通称名の予告、方面、方向及び道路の通称名、方面及び出口の予告、方面、車線及び出口の予告、方面及び出口又は著名地点を表示する案内標識の市町村章、県章又は公共施設等の形状等を表す記号の寸法 日本字の寸法の 1.7 倍以下の寸法
 - (2) 自動車専用道路以外の道路に設置する駐車場を表示する案内標識の備考 1 に規定する便所を表す記号の寸法 駐車場を表示する記号の 0.7 倍以下の寸法
- 5 道路標識の文字及び記号の寸法について、当該道路標識を第 3 条第 3 項から第 8 項までの規定により拡大又は縮小をした場合にあつては、当該拡大又は縮小に係る比率と同じ比率で拡大又は縮小をすることができる。
- (その他の文字等の寸法)
- 第 6 条 図示の文字等以外の道路標識の文字及び記号の寸法は、前条第 2 項から第 5 項までの規定を踏まえて道路の形状、交通の状況等を勘案した適当な寸法とする。
- (縁、縁線及び区分線の太さの寸法)
- 第 7 条 道路標識の標示板の縁、縁線及び区分線の太さの寸法は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める寸法とする。
- (1) 自動車専用道路以外の道路に設置する案内標識であつて、待避所若しくは駐車場を表示するもの又はまわり道を表示するもの(標識番号が(120 - B)のものに限る。)の標示板の縁 9 ミリメートル
 - (2) 総重量限度緩和指定道路を表示する案内標識及び高さ限度緩和指定道路を表示する案内標識(標識番号が(118 の 4 - A)又は(118 の 4 - B)のものに限る。)の標示板の縁 16 ミリメートル
 - (3) 登坂車線を表示する案内標識の標示板の縁 10 ミリメートル
 - (4) 道路の通称名を表示する案内標識の標示板の縁 8 ミリメートル
 - (5) 前各号に掲げるもの以外の案内標識であつて、日本字が表示されているものの標示板の縁 日本字の寸法の 20 分の 1 以上の寸法
 - (6) 日本字が表示されている案内標識の標示板の縁線及び区分線 日本字の寸法の 20 分の 1 以上の寸法
 - (7) 警戒標識の標示板の縁及び縁線 12 ミリメートル
 - (8) 終わりを表示する補助標識(標識番号が(507 - C)のものに限る。)の標示板の縁及び縁線 10 ミリメートル

- (9) 前各号に掲げるもの以外の道路標識の標示板の縁、縁線及び区分線 前各号の規定を踏まえて道路の形状、交通の状況等を勘案した適当な寸法

附 則

この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。